漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課)....

土地改良事業計画変更の同意 (農村整備課)......

平成二十年度地籍調査事業計画 (地域政策課)....

目

次

4月22日

平成 20 年 (火曜日)

山口県告示第二百四号

地域及び調査期間を次のとおり告示する 年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第六条の三第二項の規定による平成二十

平成二十年四月二十二日

萩市、

防府市、下松市、岩国市、

長門市、

美祢市、

周南

山口県知事

井

関

成

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (廃棄物・リサイクル対策課)....... び豊北町大字田耕 字上岡枝、菊川町大字東中山、豊田町大字今出、 調査地域 地籍調査を行う者の名称 萩市三見及び大字椿東 山口市江崎、仁保下郷、 宇部市大字藤河内及び大字船木 下関市大字前田、長府浜浦西町、長府向田町、 下関市、宇部市、山口市、 山陽小野田市及び阿東町

防府市大字鈴屋及び大字奈美

徳地串、

徳地鯖河内、

徳地柚木、

秋穂東及び小郡上郷

豊田町大字地吉、豊田町大字日野及

前田一丁貝、

前田二丁目、

菊川町大

岩国市周東町祖生及び錦町須川 下松市大字切山

長田 美祢市大嶺町東分、東厚保町川東、 長門市仙崎、 東深川、深川湯本、 日置上、日置中及び日置野田 美東町赤、 美東町綾木、美東町大田及び美東町

周南市大字湯野及び大字鹿野下

Ξ

四四

五

び波瀬一丁目 山陽小野田市大字小野田、 赤崎二丁目、 赤崎三丁目、赤崎四丁目、 大学通一丁目及

阿武郡阿東町大字生雲中

Щ

平成二十年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産振興課)..........

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 特別保護地区の指定の案の縦覧 (自然保護課)..... 平生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)....

山口県労働委員会のあっせん員候補者

П

Ξ 調査期間

五

平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

山口県告示第二百五号

項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十五条第

山口県岩国環境保健所及び岩国市生活環境部環境事業課において公衆の縦覧に供する。 査の結果を記載した書類は、 当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調 平成二十年四月二十二日から同年五月二十二日までの間、

奥堤地区 落迫地区

ため池の整備

平成二〇、

四

11

安林を次のように指定する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、 保

平成二十年四月二十二日

山口県知事 井

関

成

萩市相島字鎧所五八、二一八、二一九、二二一の一、字於市ケ森一九

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市

る届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ

平成二十年四月二十二日

山口県知事 _ 井 関

成

五

Ξ

(一八〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十年四月二十二日

事務を担当する課の名称及び所在地 山口県知事

> _ 井 関

成

契約に係る特定役務の名称及び数量 総務部税務課 山口市滝町一番一号

自動車税電算処理システム等の運用維持管理業務 一式

契約の相手方を決定した手続

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十年四月

契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立情報システムズ(東京都品川区大崎一丁目二番一号

六 契約金額

П

三千九百四十一万五千九百五十円

随意契約によることとした理由

Щ

七

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号) 第十条第一項第一号に該当するため

契約担当者

八

山口県知事 二井 関成

(一八一)特別保護地区の指定の案の縦覧

法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、 間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。 第一項の規定により、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条 特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同 存続期

平成二十年四月二十二日

山口県知事 井 関 成

特別保護地区の名称

根笠鳥獣保護区特別保護地区

特別保護地区の区域

根笠鳥獣保護区内の岩国市美川町根笠字岩屋二八五五、三〇四六及び三〇四七の全 (面積 二ヘクタール)

特別保護地区の存続期間

Ξ

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針の案

兀

特別保護地区の区分

指定の目的

森林鳥獣生息地

等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保 護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、アオバト、トラツグミ、ヤマガラ

五 縦覧の期間

平成二十年四月二十二日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所

山口県岩国農林事務所

特別保護地区の名称

千坊大峯鳥獣保護区特別保護地区

特別保護地区の区域

字牛王ケ迫五一四〇の二の全域(面積 四二ヘクタール) ○○の九から一七○○の一一まで、字千坊一七○○の三及び一七○○の一三から一七 ○○の一七まで、字鮎返二一一三の一及び二一一三の五から二一一三の八まで並びに 七一の三及び一五七一の八から一五七一の一二まで、字堤ノ上一七〇〇の二及び一七 で、字西椿原一五七一の二及び一五七一の五から一五七一の七まで、字午王ケ迫一五 千坊大峯鳥獣保護区内の光市大字室積村字椿原一五三八の二から一五三八の六ま

特別保護地区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

兀 特別保護地区の保護に関する指針の案 П

平成二十年四月二十二日

 (\Box)

指定の目的 森林鳥獣生息地

広葉樹を中心とした森林を有し、キビタキ、シロハラ、ヤマガラ等

特別保護地区の区分

地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 当該区域は、

縦覧の期間

五

平成二十年四月二十二日から同年五月七日まで

縦覧の場所

山口県周南農林事務所

(一八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

国市から意見を聴きました。 十九年十二月十一日山口県公告 (六〇三) に係る大規模小売店舗について次のとおり岩 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十年四月二十二日から同年五月二十二日までの間、 山口県商工労

山口県知事

_ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

山

称 フレスタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一八三) 平成二十年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

二十年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項の規定により、平成

平成二十年四月二十二日

山口県知事 = 井 関 成

講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

開催場所 防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター 農業研修部

Ξ 開催期間

美祢市伊佐町河原

山口県農林総合技術センター 畜産技術部

特別保護

平成二十年六月十六日 (月曜日) から同年七月十一日 (金曜日) まで

兀 受講者の定員

十五人

講習に係る家畜の種類

五

六 講習科目

実	学科		X
習	専門科目	一般 科 目	分
工授精 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	科

七 受講申込書の提出期限

平成二十年五月十六日 (金曜日)

八 受講の手続

経由して知事に提出すること。 講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

+ 受講手数料

の収入証紙には、 一万六千八百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはること。こ 消印をしないこと。

十一 その他

産振興課(電話○八三−九三三−三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜

(一八四) 平生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

同法第二十条第二項の規定に基づき、 項に規定する図書の写しの送付があっ る同法第二十条第一項の規定による平生都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第 平生町から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す 当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 たので、 同法第一 |十|条第| |項において準用する

二十年四月二十二日

= 井 関

成

大谷

憲史

長嶺

平治

日本労働組合総連合会山口県連合会会長山口県労働委員会労働者委員

東洋鋼鈑株式会社執行役員管理本部総務人事部長山口県労働委員会使用者委員

日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長山口県労働委員会労働者委員

中野

威

杉本

郁夫

日本化学エネルギー 産業労働組合連合会山口地方連絡会議長山口県労働委員会労働者委員

鈴

木

博文

全国繊維化学食品流通サービス山口県労働委員会労働者委員

般労働組合同盟山口県支部長

大塚

健

マツダ労働組合副執行委員長山口県労働委員会労働者委員

平野

忠昭

宇部興産株式会社顧問山口県労働委員会使用者委員

口県知事

Щ

?十日現在の山口県労働委員会のあっせん員候補者は、 (昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成 次のとおりです。

山口県労働委員会会長 瀧 井 勇

歴

前財団法人山口県ひとづくり財団理事長山口県労働委員会公益委員

山口大学経済学部教授山口県労働委員会公益委員

税理士

山田 加藤 山中 山田 松浦 政男 直之 義裕 秀子 日新運輸工業株式会社代表取締役社長山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長山口県労働委員会使用者委員

山口県経営者協会専務理事山口県労働委員会使用者委員 前山口県労働委員会公益委員

正之 正人 前山口県労働委員会使用者委員 前山口県労働委員会労働者委員

達喜 知則 山口県労働委員会事務局長 前山口県労働委員会使用者委員

一十年四

西本 内藤 浅野

甲

木

順

山口県労働委員会事務局次長

平成二十年四月二十二日発行平成二十年四月二十二日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)